

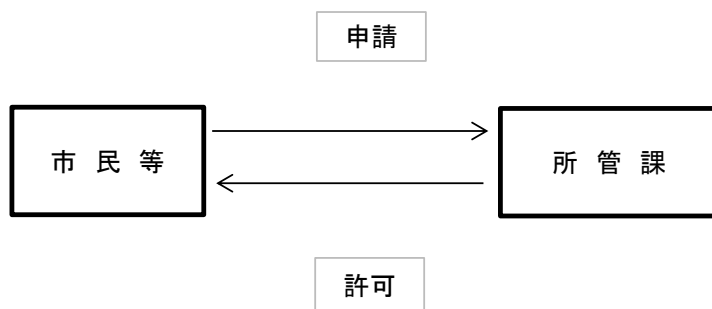
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	里島定住促進施設の使用許可	
処 分 の 概 要	里島定住促進施設の使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市里島定住促進施設条例(平成27年条例第5号)	
条 項	第3条第1項	
所 管 課	まちづくり推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判断基準	松山市里島定住促進施設条例第4条、第6条の各項に該当しないこと。	
【根拠法令等】	松山市里島定住促進施設条例	
(使用の許可)	第3条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「使用者」という。)が当該許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長は、前項の許可をするときは、施設の管理上必要な条件を付けることができる。	
(使用許可の制限)	第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。 (1) 使用許可を受けようとする者が里島の居住者であるとき。 (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (3) 施設(附属設備、備品等を含む。第13条において同じ。)を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が施設の管理上支障があると認めるとき。	
(使用許可の取消し等)	第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用許可を取り消し、又はその使用を制限することができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。 (4) 第4条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。 2 前項の規定による処分により使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。